

平成23年度

介護保険サービス事業者
集団指導及び介護報酬改定等説明会資料

(2)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

目次

(介護予防) 訪問介護	1
住宅型有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における訪問介護サービスの適切な提供について	2
取消事由の事例(平成22年度)	6
国における高齢者福祉施策の最新動向(有料老人ホーム)	7
高齢者住まい法の改正について (サービス付き高齢者向け住宅に対する行政監督)	9
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について(介護老人福祉施設)	10
指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(抜粋)	15
介護職員処遇改善交付金について	16
介護職員処遇改善加算について(新規)	17
介護保険法等に係る事務の和歌山市への権限移譲について	21

(介護予防) 訪問介護

1 実地指導における留意事項

- 人員基準
- 設備基準
- 運営基準

それぞれの基準を遵守した上で事業を運営する必要がある。

2 監査の状況

(ア) 監査対象となる事業所

- ①通報・苦情・相談等に基づく情報
- ②国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③国保連、保険者からの通報情報
- ④介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- ⑤実地指導による不正事項等の発見

(イ) 平成23年度における監査による行政処分事例

- ①住宅型有料老人ホームに併設された訪問介護事業所による集団ケアを訪問介護費として不正に請求した事例（和歌山市内 2件）
- ②同居家族によるサービス、家政婦的なサービス、架空請求、同一のヘルパーが2人の利用者に対しての同日同時刻のサービスしたという提供記録等による訪問介護費を不正に請求した事例（白浜町 1件）

3 住宅型有料老人ホーム等における訪問介護の提供の留意点

*別紙参照

4 全国の指定取消処分の状況について

(ア) サービス種別ごとの状況（平成12年度から平成22年度までの累計）

訪問介護（介護予防を含む）が371件と一番多く、続いて居宅介護支援が191件、通所介護（介護予防を含む）が100件となっている。なお、平成22年度の単年度については、訪問介護（介護予防を含む）が54件、居宅介護支援が12件であり、続いて通所介護（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、特定福祉用具販売（介護予防を含む）が同数で8件となっている。

(イ) 取消事由の年次推移

平成20年度、平成21年度は「介護給付費の請求に関する不正」が最も多かったが、平成22年度は「不正の手段により指定を受けた」が最も多い取消事由となっている。*別紙「6. 取消事由の事例」参照

参考

各有料老人ホーム施設長
各適合高齢者専用賃貸住宅施設長 } 様
各居宅介護支援事業所管理者

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

住宅型有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における訪問介護サービスの適切な提供について

平素は、介護保険事業及び老人福祉事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本県所在の住宅型有料老人ホームに併設された訪問介護事業所において、不適正な運営と介護報酬の不正請求等が確認されたので、指定取消処分を行いました。

不適正な運営等は介護保険制度に対する県民の信頼を損ない、制度の根幹を揺るがすものです。貴職におかれては、下記の点に留意して適正な運営を図られるようお願いいたします。

*自己点検シート提出の必要はございません。運営にあたりご留意ください。

記

○住宅型有料老人ホーム等及び訪問介護事業所における留意事項

- 1 住宅型有料老人ホーム等と訪問介護事業所の従業員を明確に区分すること。
- 2 訪問介護事業所のサービス提供責任者は常勤・専従であること。
- 3 住宅型有料老人ホーム等及び訪問介護のそれぞれで行うべきサービスを明確に区分すること（住宅型有料老人ホーム等で提供した施設サービスは訪問介護の介護報酬として請求できない。）。
- 4 居宅サービス計画（訪問介護計画）どおりの訪問介護サービスの提供を行うこと。
- 5 訪問介護サービスは、一度に複数の利用者に提供するのではなく、原則1対1（利用者：訪問介護員）のサービス提供を行うこと。
- 6 併設事業所（併設以外の同一法人運営事業所を含む。）の居宅（訪問介護等）サービス利用を強要しないこと（他の事業者の通所介護等の利用は可能か。）。

*住宅型有料老人ホーム等とは適合高齢者専用賃貸住宅も含むこととする。

○**居宅介護支援事業所における留意事項**

- 1 住宅型有料老人ホーム等及び訪問介護事業所の指示のみに従い、居宅サービス計画を作成しないこと。
- 2 有料老人ホーム等の施設で行うサービスと訪問介護のサービスを明確に区分したうえで、居宅サービス計画を作成すること。
- 3 高齢者自身によるサービスの選択、保険・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等の介護保険制度の基本理念に基づき居宅サービス計画を作成すること。

長寿社会課サービス指導班
TEL: 073-441-2527 (直通)
FAX: 073-441-2523

自己点検シート1 (有料老人ホーム等及び訪問介護事業所用)

今回は提出の必要はありません。
 随時自己点検を行い、運営を行ってください。

施設(事業所)名 _____

施設住所 _____

記載者 _____

* 次のいずれかの該当する番号に○を記載ください。3の事業者の方については、今回自己点検シートの提出は不要です。
 1, 2の事業者の方はご協力よろしくお願いします。なお、この調査については未届の有料老人ホームも含まれます。

- 1 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)に訪問介護事業所を併設している。
- 2 有料老人ホーム等を運営する法人が訪問介護事業所を運営している。
- 3 有料老人ホーム等の運営のみである(又は介護付有料老人ホームである。)

点検した結果を記載して下さい。

確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
	適	不適	
I 人員基準			
住宅型有料老人ホーム等			
有料老人ホーム等の職員、訪問介護事業所の職員を明確に区分されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料老人ホーム等の職員数 () 訪問介護事業所の職員数 ()			
それぞれの職員を兼務している場合、それぞれの勤務時間の実績を記録して、人員基準を満たしているか確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問介護事業所			
サービス提供責任者は常勤・専従か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II 運営基準			
住宅型有料老人ホーム等			
有料老人ホーム等で行うサービスを入居契約書等で定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料老人ホーム等で行うサービスと訪問介護のサービスがそれぞれ明確に区分されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料老人ホーム等と訪問介護事業の会計が明確に区分されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
併設事業所(同一法人運営事業所含む)以外からのサービス利用を認めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
入居者数 (人) 上記のうち他法人の事業所を利用している入居者数 (人)			
訪問介護事業所			
有料老人ホーム等で行うサービスと訪問介護のサービスがそれぞれ明確に区分された訪問介護計画が作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問介護計画はサービス提供責任者が作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供責任者は各訪問介護員に訪問介護計画に基づくサービス提供を行うよう指示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料老人ホーム等の施設サービスでありながら、居宅サービス計画どおりに訪問介護のサービスを提供したとして記録を作成していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1対1(利用者:訪問介護員)のサービスでなく、一度に複数の利用者に訪問介護のサービスを提供していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問介護計画の変更等必要な手続を行わず、サービスの後付けによる実績請求がされていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料老人ホーム等の入居者以外の訪問介護利用者はいるか。	YES	NO	
有料老人ホーム等の入居者以外の訪問介護利用者 (人)			

自己点検シート2（居宅介護支援事業所用）

今回は提出の必要はありません。
 随時自己点検を行い、運営を行ってください。

事業所名

事業所住所

記載者

* 次のいずれかの該当する番号に○を記載ください。2の事業者の方については、今回自己点検シートの提出は不要です。

- 1 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）の入居者の居宅サービス計画を作成したことがある。* 有料老人ホーム等の入居者の居宅サービス計画の作成件数（ 件）
- 2 有料老人ホーム等の入居者の居宅サービス計画は今までに作成したことはない。

点検した結果を記載して下さい。

確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
	適	不適	
I 運営基準			
有料老人ホーム等及び訪問介護事業所の指示に従い、居宅サービス計画を作成していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料老人ホーム等の施設で行うサービスと訪問介護のサービスを明確に区分しないまま、居宅サービス計画を作成していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
給付限度額を超えてしまうという理由で、有料老人ホーム等の施設で行うサービスと訪問介護のサービスを区分していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、訪問介護サービスが居宅サービス計画通りに実施されているかの実施状況の把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画の変更については、原則として事前に訪問介護事業所から連絡をもらい、所要の措置を講じた上で居宅サービス計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
給付管理において、居宅サービス計画の変更等の必要な手続を行わずサービスの後付けによる実績請求がされていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II 利用者本位			
利用者の自立支援になっているか（不必要、過剰なサービスの位置付けをしていないか）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
併設事業所以外からのサービス利用が可能か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

6. 取消事由の事例(平成22年度)

取消事由	根拠条文(例)	違反事例
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	第77条第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員である計画作成担当者が長期間にわたり不在であった。 ・指定時から管理者が未配置。
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	第77条第1項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、モニタリングの未実施。 ・利用者に対して訪問介護計画の説明を行わず同意も得ていなかった。
介護給付費の請求に関して不正	第77条第1項第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員数が人員基準を満たしていない事実がありながら減算せず介護報酬を請求した。 ・実際には提供していない訪問介護サービスについて、訪問介護を提供したかのような訪問介護記録を作成し、介護報酬を請求した。
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	第77条第1項第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・事実と異なる内容の記録であることを知りながら、当該記録を監査時に報告した。 ・虚偽の出勤簿、給与支払い明細書を報告した。
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	第77条第1項第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・監査時に、実際には人員基準を充足していないにも関わらず、人員基準を充足しているとの虚偽の答弁を行った。
不正の手段により指定を受けた	第77条第1項第8号	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者について、有料老人ホームに勤務しているにも関わらず、常勤専従で勤務できるものとして申請し指定を受けた。 ・就業予定のない管理者及び訪問介護員の名義等を使用し、不正に指定を受けた
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づき命令に違反した	第77条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> ・当該訪問介護事業所と一体的に運営している障害者自立支援法に基づく事業所が、不正請求により、同法に基づく指定取消処分が行われた。



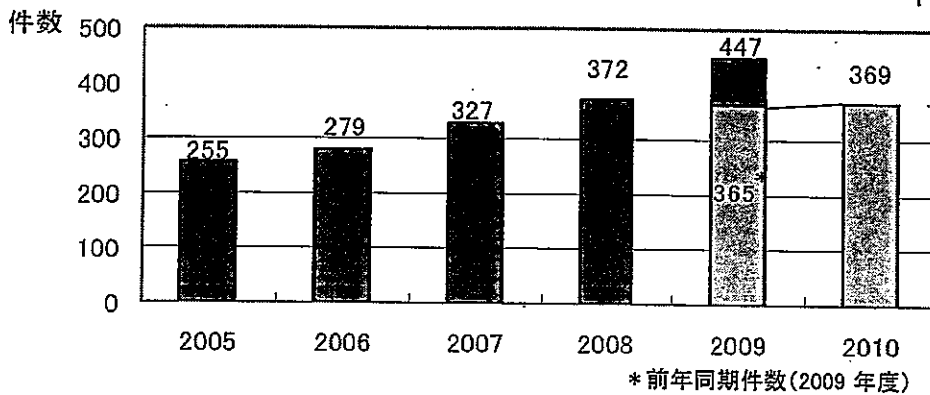
国における高齢者福祉施策の最新動向 - 介護保険法の改正 -

厚生労働省老健局高齢者支援課

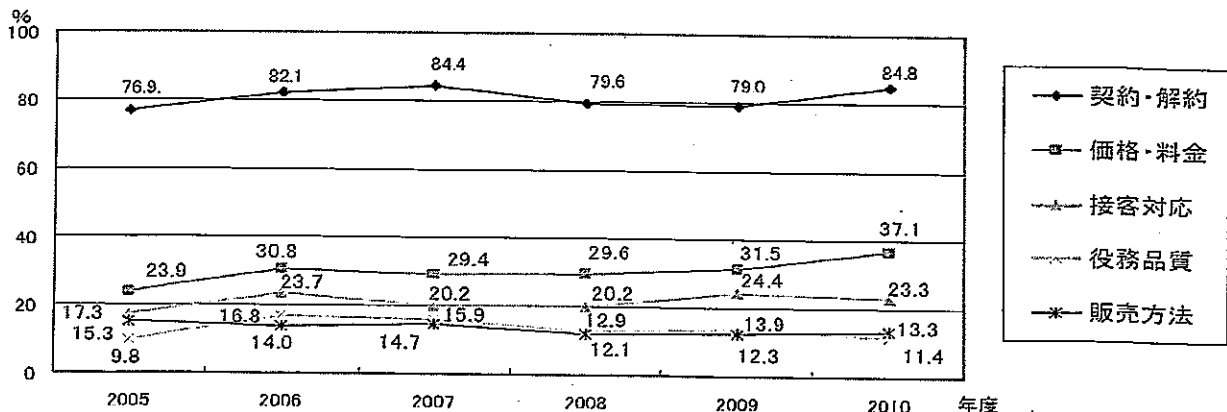
有料老人ホームに関するトラブルについて

○ 有料老人ホームに関する相談件数の年度別推移

出典：独立行政法人国民生活センター
平成23年3月30日報道発表資料



○ 相談内容別分類の年度別割合の推移



有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議(抜粋)

短期解約特例制度(いわゆる90日ルール)についての法制化・明確化

厚生労働省は、前払金を受領しながら短期解約特例制度(以下「90日ルール」という。)を設けていない事業者が少なからず存在している状況に加え、前払金の返還に関する消費者苦情が絶えないことや都道府県等からの要望も踏まえ、以下の措置を講ずること

- 90日ルールを設けていない事業者に対して都道府県が適切かつ実効性のある指導等を行うことができるよう、90日ルールの法制化等の措置を講ずること
- 上記法制化等の措置を行うに当たっては、90日ルールの趣旨を逸脱した運営を防止する観点から、
 - ① 契約締結時点で入居可能でない場合の取扱いを定めること
 - ② 90日以内に契約解除の申出を行えば、同ルールが適用されることを明確にすること
 - ③ 死亡による契約終了の場合にも、同ルールが適用されることを明確にすること
 - ④ 事業者側が返還時に受領することができる利用料等の範囲をより明確化すること

有料老人ホームの利用者保護規定

短期間での契約解除の場合の返還ルール

【現状】

○有料老人ホームは、設置運営標準指導指針において、90日以内の契約解除の場合に、実費相当額を除いて前払金を全額返還することを規定しているものの、老人福祉法には位置づけられていないため、この制度を設けていない事業者が存在している。

【対応】

○利用者保護の観点から、有料老人ホーム及びグループホームへの入居後一定期間の契約解除の場合に、家賃、サービス費用などの実費相当額を除いて、前払金を全額返還する契約を締結することを義務づける。

※有料老人ホームにおける入居一時金問題の改善については、消費者委員会において検討議題とされ、平成22年12月17日に建議書が出されたところ。

権利金等の受領禁止

【現状】

○前払金については、現在においても算定の基礎を書面で明示することとなっているが、家賃やサービス費用などとは異なり、権利金等は利用者にとって何に対する対価であるのかが不明確であるため、トラブルの原因の一つとなっている。

【対応】

○利用者保護の観点から、家賃、介護等のサービス費用、敷金のみを受領可能とし、権利金等を受領しないことを事業者に義務づける。

【経過措置】

○短期間での契約解除の場合の返還ルールについては、施行日以後の入居者から適用
○権利金の受領禁止については、施行日の前日までに届出した施設については、平成27年4月1日以後に受領する金品から適用

高齢者住まい法の改正について

サービス付き高齢者向け住宅に対する行政監督

報告徴収、立入検査及び質問[※]

業務に関し必要な報告を求め、事業所もしくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

※登録事業者から住宅の管理/高齢者生活支援サービスの提供を委託された者も対象

指示

- 登録内容と事実が異なる時は、登録内容の訂正を指示できる。
- 事業が登録基準に適合しない時は、登録基準に適合するよう必要な措置をとることを指示できる。
- 以下の義務に反する時は、是正措置を指示できる。
 - ・誇大広告の禁止
 - ・登録事項の公表
 - ・登録事項等を記載した書面交付及び事前説明
 - ・高齢者生活支援サービスの提供に係る契約の遵守
 - ・帳簿の作成及び保存
 - ・その他遵守事項

取消し

- 登録拒否要件に該当するに至った場合
- 登録内容の変更や地位を承継したにも関わらず、届け出なかった場合
- 改善指示に従わなかった場合
- 事務所の所在地等を確認できず、その旨を公示して30日間申し出がなかった場合

老高発第0818第1号
老振発第0818第1号
老老発第0.818第1号
平成23年8月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

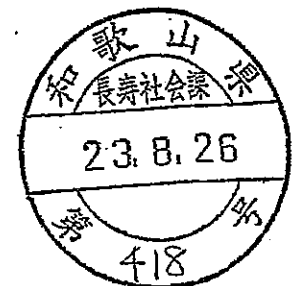
振興課長

老人保健課長



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部改正について

標記については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）（以下、「改正省令」という。）及び厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成23年厚生労働省告示第291号）が公布され、本年9月1日から施行されるところであるが、今回の改正の趣旨及び内容は別添1のとおりである。また、これに伴い、関係通知の一部を別添2のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

1 改正の趣旨

平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、一部ユニット型施設等に係る規定の整理・明確化を図るため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 施設類型上の取扱い（改正省令第1条から第7条関係）

ユニット部分とそれ以外の部分（従来型個室又は多床室）のそれぞれで適切なケアが行われるよう、以下のサービス類型における一部ユニット型施設等の類型を廃止し、別々の施設等として認可、指定又は許可（以下、「認可等」という。）を行うこととする。

- ・特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和33年法律第133号）第20条の5）
- ・短期入所生活介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項）
- ・短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第20項）
- ・介護老人福祉施設（介護保険法第8条第24項）
- ・介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項）
- ・介護療養型医療施設（介護保険法第8条第26項）
- ・介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第9項）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第10項）

(2) 人員に関する基準

① 特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（改正省令第2条、第5条及び第6条関係）

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設における介護職員及び介護職員と同様にケアを行う看護職員については、併設された従来型施設との兼務を認めないこととする。

② 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定短期入所療養介護（改正省令第3条及び第4条関連）

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設における介護職員については、併設された従来型施設との兼務を認めないこととする。

- ③ 上記①及び②以外の各従業者については、入所者の処遇に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における同職との兼務を認めることとする。

(3) 設備に関する基準

- ① 指定短期入所生活介護事業所の利用定員について（改正省令第1条関係）

現行の省令において、利用定員は20人以上とすることが規定されている。改正省令の施行後、ユニット型事業所と従来型事業所が併設され一体的に運営される場合であって、ユニット型事業所及び従来型事業所それぞれの利用定員が20人未満であるものについて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合は、それぞれの利用定員を20人未満とすることができることとする。

- ② なお、設備については、居室又は療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における併用を認めることとする。

(4) 経過措置

- ① 平成15年4月1日（介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については平成17年10月1日）に現に存する特別養護老人ホーム等（建築中のものを含む。）が、その建物を各日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、または、各日において現に存する特別養護老人ホーム等が各日において現に有しているユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合に該当する一部ユニット型施設等については、改正省令の施行後最初の指定更新の際に、改正省令の規定を適用することとする。（改正省令附則第2条、第3条第1項、第4条から第6条、第7条第1項及び第8条関係）

- ② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニット部分とそれ以外の部分について、別々の施設として認可等されることにより、指定地域密着型介護老人福祉施設となり得ることから、以下の経過措置を置くこととする。

ア 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において、住所地特例を適用して他市町村の住民が入所している間に限り、平成24年3月31日まで、なお従前の例によるものとする。なお、平成24年4月1日以降は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）において同様の措置を講じているところである。（改正省令第3条第2項関係）

イ サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設である一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設とみなすこととする。（改正省令附則第7条第2項関係）

ウ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合であって、併設される指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員が、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回る場合においても、当分の間、入所定員の上限の規定（指定地域密着型サービス基準第131条第14項）を適用しないこととする。（改正省令附則第7条第3項及び第4項関係）

③ 改正省令施行後、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（改正省令附則第17条関係）

(5) 改正対象省令・告示

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第38号）
- 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

- 職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

- 職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ハ 初期加算 30単位
- 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。
- ニ 退所時等相談援助加算
 - (1) 退所前後訪問相談援助加算 460単位
 - (2) 退所時相談援助加算 400単位
 - (3) 退所前連携加算 500単位
- 注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機

介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ハ 初期加算 30単位
- 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。
- ニ 退所時等相談援助加算
 - (1) 退所前後訪問相談援助加算 460単位
 - (2) 退所後訪問相談援助加算 460単位
 - (3) 退所時相談援助加算 400単位
 - (4) 退所前連携加算 500単位
- 注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機

【介護職員処遇改善交付金について】

1 介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請について(平成24年度分)

介護職員処遇改善交付金は、平成24年2月～3月サービス提供分(平成24年4月～5月支払分)で終了となります。

平成24年度分の申請書の提出期限及び提出先は下記のとおりです。

<申請書提出期限>

対象サービス提供月	交付金支払月	提出期限
平成24年2月～3月(2ヶ月分申請)	平成24年4月～5月	平成24年2月29日(水)
平成24年3月(1ヶ月分申請)	平成24年5月	平成24年3月30日(金)

<申請書提出先>

- ・和歌山市内の事業者(所)・・・県庁長寿社会課
- ・和歌山市以外の事業者(所)・・・所管の各振興局健康福祉部保健福祉課(串本支所地域福祉課)

2 介護職員処遇改善交付金実績報告について(平成23年度分・平成24年度分)

実績報告書の提出期限は、各事業年度における交付金の最終支払月の翌々月の末日です。平成23年度分及び平成24年度分の実績報告書の提出期限及び提出先は下記のとおりです。

<実績報告書提出期限>

対象年度	対象サービス提供月	交付金最終支払月	提出期限
平成23年度	平成23年2月～平成24年1月	平成24年3月	平成24年5月31日(木)
平成24年度	平成24年2月～平成24年3月	平成24年5月	平成24年7月31日(火)

※平成24年度については、原則として平成24年5月支払分までが対象となりますが、介護報酬の月遅れ請求分や過誤調整が発生した場合は、平成24年7月まで支払を行います。実績報告書提出後に月遅れ請求や過誤調整に伴う交付金の支払があった場合は、その支払額を反映した実績報告書を再提出していただくことになります。

※指定を受けている事業所全てを廃止した場合は、交付金の最終支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出してください。

<実績報告書提出先>

- ・和歌山市内の事業者(所)・・・県庁長寿社会課
- ・和歌山市以外の事業者(所)・・・所管の各振興局健康福祉部保健福祉課(串本支所地域福祉課)

3 各手続の詳細について

各種様式、記入例、交付金に係る実施要領やQ&Aなどの詳細は、『きのくに介護deネット』内の「介護職員処遇改善交付金について」のメニューをご覧ください。

『きのくに介護deネット』: <http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

【介護職員処遇改善加算について】(新規)

※ 以下の内容は、各基準省令(「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等)及び関連通知の案の概要です。詳細については、基準省令(案)及び通知(案)の原文(「別冊)全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料－介護報酬改定関係資料」掲載)を参照してください。

※ 介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方、事務処理手順及び様式例等については、今後、厚生労働省から正式に通知、Q&A等により提示される予定ですので、通知や『きのくに介護deネット』への掲載により随時お知らせします。

1 介護職員処遇改善加算の創設

介護職員の処遇改善の取り組みとして、「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間、「介護職員処遇改善加算」を創設する。

なお、平成27年4月1日以降については、次期介護報酬改定において、各サービスの基本サービス費において適切に評価を行うものとする。

2 基本的な考え方

介護職員処遇改善加算(以下「加算」という。)は、介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設(以下「介護サービス事業者等」という。)は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

なお、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援は、算定対象外とする。

3 加算の仕組みと賃金改善等の実施

(1)加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

サービス別加算率については、次ページの表を参照のこと。

「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」→ 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」→ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)×0.9(10%減算)

「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」→ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)×0.8(20%減算)

<加算算定対象サービス及び加算率>

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率		
	処遇改善加算 (Ⅰ)	処遇改善加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅲ)
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4.0%	加算(Ⅰ)により 算出した単位 (1単位未満の 端数四捨五入) ×0.9	加算(Ⅰ)により 算出した単位 (1単位未満の 端数四捨五入) ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%		
・(介護予防)通所介護	1.9%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	4.2%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.5%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1.5%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.1%		

(注) 所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

<加算算定対象外サービス>

サービス区分	加算率
・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0%

(2)賃金改善等の実施

介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

4 算定要件

介護職員処遇改善交付金の交付要件と同様の考え方による要件を設定。

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (2) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
 - (3) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事等(介護サービス事業者等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業者等の指定権者が市町村長である場合は、市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。
 - (4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
 - (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
 - (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
 - (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (7)の基準を「キャリアパス要件」という。
- (8) 平成20年10月から(3)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

→ (8)の基準を「定量的要件」という。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

→ 「キャリアパス要件」又は「定量的要件」のいずれか一方に適合する場合(10%減算)

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

→ 「キャリアパス要件」及び「定量的要件」のいずれにも適合しない場合(20%減算)

5 加算の対象となる介護職員(介護職員処遇改善交付金の対象者と同様)

加算の対象となる介護職員は、各サービスの指定基準上の「訪問介護員等(サービス提供責任者を含む)」、「介護職員」、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者(看護職員を除く)」、「(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者」、「複合型サービス従業者(看護職員を除く)」であり、看護職員や介護支援専門員などの他の職種のみに従事している者は対象とならない。

ただし、他の職種に従事している者が、介護職員を兼務している場合は、対象とすることができる。

6 加算対象サービス提供月

平成24年度介護職員処遇改善加算の対象月：平成24年4月～平成25年3月サービス提供分

(参考)平成24年度介護職員処遇改善交付金の対象月：平成24年2月～3月サービス提供分

7 手続きについて

(1)加算届出

加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、「介護職員処遇改善計画書」及び必要書類を作成し、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、都道府県知事等(介護サービス事業者等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業者等の指定権者が市町村長である場合は、市町村長とする。以下同じ。)に届け出ること。

また、年度の途中で加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等(指定権者)に届け出ること。

なお、複数の事業所等を有する介護サービス事業者等であって、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、指定権者ごとに一括して届け出ることができる。

(2) キャリアパス要件等に関する届出

『介護職員処遇改善加算Ⅰ』又は『介護職員処遇改善加算Ⅱ』(10%減算)の算定を受けようとする場合は、(1)の「介護職員処遇改善計画書」とともに、「キャリアパス要件等届出書」を提出すること。

「キャリアパス要件等届出書」の提出がない場合、『介護職員処遇改善加算Ⅲ』(20%減算)となる。

【平成24年度当初の手続き】

平成24年4月から加算の算定を開始する場合の届出手続き(提出先、提出期限、提出方法等)については、別途お知らせします。

(3) 実績報告

介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等(指定権者)に対して、「介護職員処遇改善実績報告書」を提出し、2年間保存すること。

(4) 様式等

「介護職員処遇改善計画書」、「キャリアパス要件等届出書」、「介護職員処遇改善実績報告書」等の様式や添付書類については、今後、厚生労働省から正式に通知、Q&A等により提示される予定ですので、通知や『きのくに介護deネット』への掲載により随時お知らせします。

和歌山市内に所在する
各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各指定居宅介護支援事業所
各介護保険施設
各有料老人ホーム

} 開設者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

介護保険法等に係る事務の和歌山市への権限移譲について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年6月22日)等に基づき現在、和歌山県が処理している下記の事務について、和歌山市内の事業所については和歌山市にその権限が移譲されます。

指定介護サービス事業者等の指定・更新申請、変更届の手続き等については、別紙のとおりとなりますのでご注意ください。

1. 移譲事務内容

	事業の種類	移譲される事務
①	<ul style="list-style-type: none">指定居宅サービス事業指定介護予防サービス事業指定居宅介護支援事業指定介護老人福祉施設(併設)指定介護老人保健施設指定介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none">事業者の指定指定の更新事業者の変更・再開・廃止・休止報告の徴収・立入検査改善勧告・改善命令指定取消・指定の効力停止 など
②	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">設置の届出の受理報告の徴収・立入検査改善勧告・改善命令 など

①介護保険法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定により、都道府県知事が処理することとされている事務については、連絡調整又は援助に関する事務を除き、すべて指定都市及び中核市の市長が処理する事務となります。

②老人福祉法第29条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務について、指定都市の市長又は中核市の市長が処理する事務となります。

2. 移譲の施行日

平成24年4月1日

3. 電子メールを活用した情報伝達(メールアドレスの登録)について

国からの通知など重要な情報を和歌山市役所から迅速にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。既に、和歌山県にメールアドレスを登録済みの事業者にあっても、和歌山市への再度の登録が必要となりますので、よろしくをお願いします。

つきましては、登録いただける各法人におきましては、お手数ですが下記メールアドレスに必要事項をメール本文に記載のうえ発信していただきますようお願いいたします。

なお、この電子メールによる通知は各法人に対し1部のみとし、メールアドレス登録も各法に対し1つとします。傘下の各事業所への情報伝達は各法人よりお願いします。

送信先メールアドレス : shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp

件名 : メールアドレスの登録(法人の名称)

メール本文 : 法人の名称

: 法人の主たる事務所の所在地・電話番号・FAX番号

4. 各種申請等の提出先について

権限移譲に伴い、各種申請書類の提出時期によって、提出先が和歌山県庁から和歌山市役所が変わります。

詳細は、別紙を参照してください。

問合せ先

和歌山県 長寿社会課 441-2527

和歌山市 指導監査課 435-1319 (介護保険サービス関係)

高齢者福祉課 435-1063 (有料老人ホーム関係)

○和歌山市への権限移譲に伴う申請書等の提出先について

平成24年4月1日から、居宅サービス・介護予防サービス・居宅介護支援・介護保険施設の介護サービスに係る権限について、県から和歌山市へ移譲されます。

つきましては、和歌山市内に事業所の所在地を有する事業者は、介護サービスの指定(許可)申請などの手続について、次のとおり提出先が変わります。

なお、介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護については、既に和歌山市へ移譲しているため変更はありません。

●新規指定(許可)申請の場合

サービス区分	申請日	提出先	様式及び添付書類	指定(許可)機関
・居宅サービス ・介護予防サービス ・居宅介護支援 ・介護保険施設	平成24年3月31日まで	和歌山県	県の指定様式及び添付書類に基づくこと。	和歌山県 (申請日が平成24年3月5日までの分)
	平成24年4月1日から	和歌山市	(市)指導監査課のホームページにおける様式及び添付書類に基づくこと。	和歌山市 (申請日が平成24年3月6日～31日までの分)
	平成24年4月1日から	和歌山市	(市)指導監査課のホームページにおける様式及び添付書類に基づくこと。	和歌山市

●指定(許可)更新申請の場合

サービス区分	有効期間満了日	提出期限	提出先	様式及び添付書類	指定(許可)機関
・居宅サービス ・介護予防サービス ・居宅介護支援 ・介護保険施設	平成24年4月30日～5月30日	平成24年3月31日	和歌山県	県の様式及び添付書類に基づくこと。	和歌山市
		平成24年4月1日～4月5日	和歌山市	(市)指導監査課のホームページにおける様式及び添付書類に基づくこと。	和歌山市
	平成24年5月31日以降	・有効期間満了日が月末の場合は、満了日が属する月の5日 ・有効期間満了日が月末以外の場合は、満了日が属する月の前月5日	和歌山市	(市)指導監査課のホームページにおける様式及び添付書類に基づくこと。	和歌山市

●変更届出(変更許可申請)の場合

サービス区分	届出日	提出先	様式及び添付書類
・居宅サービス ・介護予防サービス ・居宅介護支援 ・介護保険施設	平成24年3月31日まで	和歌山県	県の様式及び添付書類に基づくこと。
	平成24年4月1日から	和歌山市	(市)指導監査課のホームページにおける様式及び添付書類に基づくこと。

●介護報酬の給付に係る届出の場合

サービス区分	届出日	提出先	様式及び添付書類
・居宅サービス ・介護予防サービス ・居宅介護支援 ・介護保険施設	平成24年3月31日まで	和歌山県	県の様式及び添付書類に基づくこと。
	平成24年4月1日から	和歌山市	(市)指導監査課のホームページにおける様式及び添付書類に基づくこと。

※関係様式等は以下に掲載しております。

【和歌山県】 きのくに介護deネット <http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

【和歌山市】 指導監査課 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/shidokansa/